

宗像市議会会議録より引用

2022年08月29日:宗像市:令和4年第3回定例会(第2日) 本文

再開 11時10分

○岡本副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、石松修議員の質問を許します。石松修議員、どうぞ。

○2番(石松修議員)

皆さん、こんにちは。宗像志政クラブの石松修です。

質問のほうに入らせていただきます。

誰もが参加できる公正・公平でバリアフリーな選挙を。

公職選挙法の目的には「日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主主義の健全な発達を期することを目的とする」とあります。我が国は国民が主権を持つ民主主義国家であり、選挙は私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

しかしながら、障がいのある方、障がいのある方をサポートする方から、選挙の内容や投票のやり方が分かりづらいとの声を聞いております。誰もが平等に選挙に参加することができるよう、以下についてお伺いいたします。

(1)公職選挙法に「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し」とあるが、本市の対応は。

(2)代理投票、郵便等による不在者投票、病院や施設等での不在者投票とはどのようなものか。また、本市では対象となる方にどのように周知しているのか。

(3)投票所、期日前投票所のバリアフリー化等、障がいのある方が投票しやすいように、本市ではどのような対応を行っているのか。

(4)障がいのある方が投票しやすい環境を整備するため、各地の自治体で投票所の係員に向けた対応マニュアルをつくる動きがあります。本市の対応は。

(5)本年4月の市長選挙からサンリブくりえいと宗像に期日前投票所が設置されているが、この投票所を投票日当日に投票区に関わらず誰でも投票できる共通投票所とすることは検討できないか。

(6)選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用されている制度です。

1)本市で実施している選挙公営の内容は。

2)平成29年6月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、平成31年3月1日から市議会議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなった。また、費用負担については、条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができるとなっているが、本市の対応は。

以上、よろしくお願いいたします。

○岡本副議長

石松修議員の質問に対し、執行部の答弁を求めます。

田中総務部長。

○田中総務部長

それでは、項目1について私から順次お答えいたします。

まず(1)の公職選挙法に基づく市の対応についてですが、選挙を公正かつスムーズに行うため、市では選挙管理委員会事務局職員として、総務課、デジタル化推進室、危機管理課職員に対して職員としての併任を行い、私が事務局の局長として選挙管理委員会の権限に属する事務の処理を行っておるところです。

日本国憲法及び公職選挙法に定める選挙制度に関する基本原則を踏まえて、適正な選挙執行を第一に考え、選挙事務全般の運営に当たっているところ です。

次に(2)の代理投票等についてですが、まず、それぞれの制度について御説明いたします。

代理投票は、投票用紙に御自身で記入できない選挙人の方のための制度でございます。投票管理者に申し出ると、管理者が補助者2名を指名し、そのうち1名が選挙人の指示に従って投票用紙に記入を行い、もう1名が指示どおりに記入されているかどうかを確認するといった制度でございます。

郵便投票は、不在者投票制度の一つで、身体に重度の障がいがあり投票所に行けない選挙人が郵便を使って投票する制度でございます。対象者の方は身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っておられる方で、一定の障がいがある方、または介護保険の要介護状態区分が要介護5の方が対象となります。事前に選挙管理委員会による郵便等投票証明書の交付手続が必要となってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症で療養などをしておられる方で、一定の要件に該当される方は、特例で郵便投票ができることとなっております。

病院や施設での投票も不在者投票制度の一つですが、県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院、入所しておられる方で歩行が困難な方は、その病院施設で不在者投票ができることとなっております。

周知につきましては、いずれの制度も選挙執行時の広報等で行っておるところでございます。

次に(3)投票所、期日前投票所のバリアフリー化についてお答えします。

現在、期日前投票所は、市役所、大島行政センター、サンリブ宗像の3か所、当日投票所は、コミュニティセンターや学校のほか、保育園等の民間施設も借りて22か所を設置しています。

施設によっては、構造上やむを得ない段差があるため、それぞれの施設に合わせたスロープを設置するなどして段差解消等に努めております。また、施設的な段差解消に加えて、選挙事務従事者には事前研修などを行い、障がいのある方への対応として、代理投票や点字投票にも速やかに対応できるようにしているところ です。

次に(4)の係員の対応マニュアルについてですが、現在は選挙の執行、適正に対する事務的な手続を中心としたマニュアルを作成しておりますが、議員御指摘のような、障がいのある方の投票環境に対応したマニュアルは作成しておりません。

次に(5)サンリブくりえいとへの共通投票所の設置についてお答えします。

御存じのとおり、今年4月の市長選挙で、初めて期日前投票所をサンリブくりえいと宗像に2日間開設し、7月の参議院選挙では4日間開設したところ です。いずれの選挙でも1日平均1,000人以上の来場があり、比較的若い世代の利用が多いなど、期日前投票者の増加、投票の利便性向上に寄与していると考えております。

しかしながら、設置場所、スペースに限りがあるため、衆議院選挙のように3区分以上の選挙や今以上に来

場者が増えた場合の対応、職員体制などにも課題も残っており、今後の選挙執行時の期日前投票所としての在り方についても検討の必要があると考えております。

議員御提案の共通投票所につきましては、投票日当日に投票区に関わらず誰でも投票できるということで、利便性は向上すると考えます。しかしながら、先ほど申し上げた期日前投票所での課題もあり、現在の当日投票所の統廃合なども含め、総合的に課題を整理しながら、今後の設置について研究、検討してまいるところです。

最後に(6)選挙公営制度についてお答えします。

まず、1)の本市で実施している選挙公営の内容につきましては、宗像市の議会の議員及び長の選挙に関するおける選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例において、選挙運動用自動車費用とポスターの作成費用を公費負担することを定めております。市長選挙、市議会議員選挙共に、法に定める基準に沿って単価を上限としており、現在のところ、借入れの場合の自動車費用は最高で25万1,020円、ポスター作成費用は最高で40万1,360円が公費負担となっております。

次に、2)のビラの作成に対する本市の対応につきましては、議員御指摘のとおり、平成29年に公職選挙法が改正され、市議会議員選挙においても、ビラの作成について条例で定めれば公費負担することができるようになりました。

本市においても当時検討を行いました。平成29年当時、既に公職選挙法で公費負担が認められていた市長の選挙においてもビラ作成を公費負担としていなかったことから、他自治体の状況も踏まえ、ビラの作成の公費負担を見送ったという経緯がございます。

市といたしましては、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するといったことを目的とした平成29年の法改正の趣旨も踏まえつつ、限られた財源を何にどのように充てていくのか、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

御答弁ありがとうございました。

今回の質問をもう少し掘り下げていきたいんですが、これに至った経緯を少しお話しさせていただきたいと思えます。

私は、以前ハローワークに勤めておりました。最後に雇用指導官という役職に就いておりました。企業の障害者雇用率を年1回報告していただいて、達成していない事業所を訪問し、どのようにすれば未達成を解消できるかということを取り組んでいました。障がい者の方の職業相談の窓口担当者や外郭団体である障害者職業センターの方と連携して業務を行っておりました。ちなみに私が退職した後、国のこの障害者雇用率の不正が発覚して、私も担当していた者として非常に心を痛めた記憶があります。

その雇用指導官をやっていたときに、福岡県が研修的なイベントを企画されまして、「日本でいちばん大切にしたい会社」という本を出されている坂本光司さんが講師に来られました。そのときにおっしゃられたのが、その方が福岡に来られてまずしたことは、リタの農園という就労継続支援A型事業所が経営しているレストランに行かれて食事をしましたと。そして、今私が身につけている名刺入れやネクタイ、様々な物が障がい者の方が関わって作られた物をつけておりますということを言われておりました。

私は本当にそのときに感銘を受けまして、自分自身でもそういったことをできる範囲でやっていこうということを思っていました。

今回、資料のスライドなのですが、これ表紙なのですが、今回取り上げるに当たって、少し振り仮名とかを工夫させていただきました。すいません、時間の関係で表紙ぐらいしかできなかつたんですが、こういった心がけも大事なのかなということを感じております。

そして、最近市役所のトイレで気がついたんですが、男性用トイレにサニタリーボックスが設置されてあります。これは最近、自治体の取組がよく取り上げられて、マスコミとかでも取り上げられておりまして、宗像市が取り組みましたという報道は特にないんですが、こういったことはしっかりやっていますよということで、私も、別に報道しなくても利用する方が便利ないようにちゃんと取り組んでいると、非常にこれはうれしく思いました。

そして、これは私の名刺なのですが、少しずつ内容をこれも改良するように心がけておりまして、今回肩書と名前を見やすく、そして振り仮名をつけるようにしております。そして、これは少し見づらいいんですが点字を印字しております。これは、宗像市議会議員、石松修、そして、その下に電話番号が点字で書いてあります。これは、ココロスキップという埼玉県越谷市にある福祉事業所で点字名刺プロジェクトという取組が行われておりまして、既に印刷された名刺、ワンセット100枚を1,100円で、目に障がいがある方々が点字加工、名刺に点字を入れてくれるという事業をされておられて、売上げから経費、包装資材代や封筒代を差し引いた金額は全て障がい者の方の工賃になっていますということで、たとえ重い障がいがあっても最低賃金を払える仕組みをつくりたいと考えているという事業者さんということであります。

それでは質問のほうを深掘りしていきたいんですが、(1)です。

本当に選挙というのは民主主義の根幹に関わる大事なものだと思います。最近、その選挙制度を揺るがすような大きな事件も起こりまして、本当に心を痛めているところであります。

市のほうでどのように取り組んでいるか、お尋ねしたいんですが、(2)の代理投票、これは御自身で記入できない方が申し出られたら、2人の担当の方が対応されるということなんですが、この代理投票は現場でスムーズに行われておりますでしょうか。何か問題を感じることはないでしょうか。あと、本人の意思がきちんと確認できていますでしょうか。その場合、なかなか意思が確認しづらい場合は、どのような対応が有効と思われるでしょうか。お願いいたします。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

代理投票についてですけれども、現在のところ、代理投票につきましては、代理投票を希望する選挙の方が投票所に来場された際には、本人や家族、付添人に代理投票の方法をまず説明いたします。その後、個々の特性に応じて、選挙人の方の意思の確認方法などをお聞きし、実際に投票を行うというような状況でございます。場合によっては、もう一つ、御質問いただきましたように、意思確認のところなんですけれども、場合によってはあらかじめメモ書きなども用意してもらおうなど、本人の意思が確実に確認できるように、今、対応しているところでございます。そのほかには、指さしを行うとか、少し小声で投票人の方にだけ聞こえるように読み上げたりというような対応も取っております。

私ども、少なくとも直近の選挙におきましては、本人の意思確認ができないといったようなことが問題になった事例があるということは選挙管理委員会のほうでは把握しておりません。したがって、スムーズに対

応できるのではないかという認識でございます。

以上です。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

今回の取組に関して、NHKのサイトが障がい者の方の選挙の在り方について特集を組んでおりまして、様々な記事が紹介されておりました。そのときに、やはり制度としては代理投票という制度があるんですが、これが本人さんの意思がちょっと確認しづらい場合もあるということで紹介がございました。

先ほど言われましたように、これはあらかじめメモを持ってくることは可能ということでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

はい。可能でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

なかなかその場でいろいろ自分で指し示したりとか、読み上げて確認をしたりする、そのときに御本人さんがあらかじめこの方に投票したいですとメモとか、あとはそれが確認できるようなものを持ってきていただければスムーズに行くかと思うんですが、これがきちんと周知されているのかなということがありますが、その辺りはいかがでしょうか。メモでも持ってきて大丈夫ですよということなんですが。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

具体的にメモを持ってきていいですよというところまでの周知はしておりませんが、投票所に来られて代理投票を希望される方がいた場合、一旦中に入ってしまって話をすると、なかなか緊張されてうまくできないというような方も中にはおられますので、投票所に入られる前に、そういったことをしっかりと確認した上で、一旦投票所の外で、付添人の方含めてメモ等を用意していただくというような事例はございます。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

私も今回参議院議員の開票の立会いのほうをさせていただいて、そのときに選挙長の方と少しお話しさせていただいて、この件についていろいろお話を伺いました。そのときに、メモを持っていってもらえればいいですよというお話をトップの方からいただいておりますので、制度としては大丈夫なんだと。それが、そういったことが必要な方にしっかり届いているのかなと、その辺りをまたしっかり周知していただきたいと

思います。

次に、郵便投票について、これも不在者投票制度の一つということなのですが、これの件数、あと新型コロナウイルス感染症で利用している方は、一定の要件に該当する方は特例で郵便投票ができますということで、ここのところを件数と、もうちょっとこういった要件に該当すればできるのかということをお話いただけますでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

まず、郵便投票に関してですけれども、先ほど申し上げたように、まず郵便投票を行っていただくためには、事前に郵便等投票証明書、この交付を選挙人の方が受けられる必要がございます。現在のところ、直近の選挙で申し上げますと、7月の参議院選挙では19名の方がこの証明書の交付を受けられている状況でございます。

実際に選挙執行の際には、この証明書交付者の方に対して個別に私ども選挙管理委員会から案内をしておる状況です。ほとんどの方が実際に投票されているというような状況になっておろうかと思えます。

また、この証明書の交付についてですけれども、こちらは通年、年間通じて行っておりますので、選挙執行時以外にも広報などで周知を図っており、実際に年間を通じて10件から20件程度の相談とか問合せをいただいているというような状況でございます。

もう一ついただきました新型コロナウイルスの感染症に対する郵便投票についてですけれども、こちらについては令和3年6月23日以後に公示または告示される選挙が対象となっております。本市では、利用についてですけれども、7月の参議院選挙で1件の利用があっている状況です。

こちらの制度なんですけれども、制度の周知につきましては、選挙執行時の広報、これで周知しているものの、やはりコロナの陽性者の情報といったものが市では把握できないことから、保健所等と連絡して制度の周知をお願いしているというような状況でございます。しかし、投票自体が郵便投票ということになりますので、投票用紙の請求期限、これが投票当日の4日前ということであり、やはりその郵便でのやり取りが必要なことから、投票日直前に陽性となられた場合には投票できないといったような制度上の課題も明らかになっているというような状況でございます。

以上です。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

画面のほう見ていただきたいんですが、これは事前に資料のほうをいただいております、先ほどの代理投票の件数です。こちらは大体100件ぐらいあるんですが、投票率が低い場合、件数も少なくなっているようです。そして、これは点字投票です。点字での投票もできるんですけど、こちらのほうの件数になっております。そして、今お話をさせていただいている郵便等による不在者投票の件数なんです、これが大体18件前後ということで、思ったよりもちょっと少ないかなという印象があります。そして、今回コロナで宿泊・自宅療養としている方で要件該当する方はこの制度が利用できるということなんです、令和3年度の衆議院選挙から対象になったかと思うんですが、使われたのは令和4年度の参議院選挙で1件ということになってお

ります。

この郵便投票制度の利用状況について、どのように市としては考えられていますでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

この特例と郵便投票の状況ということですが、今、お示しのあったように1件となっております。これが低いのか多いのかというのはなかなかこの場では答えにくいんですけども、まず、先ほども申し上げたように、どうしても制度上の課題としては郵便投票になっている、しかも直前になるとできないといった大きな問題がある。加えて、あとは実際に陽性になられた方が陽性になって初めて、投票しようとしたときにこの制度を知ることになるということで、保健所とは連絡しているけれども、実際に周知がうまく、感染者数が多くなってくると、なかなか周知が徹底できているかどうかははっきりしないということがありますので、私どもとしては、ウィズコロナということを考えていくと、こういった選挙制度、この件もしっかりと事前に周知していくことに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

なかなか制度があっても実態にそぐわない部分もあるかとは思いますが、それでも7月はかなり感染者の方が宗像市でも出ていましたので、もう少しいらっしゃるのかなと思ったんですが、周知が、特に新型コロナウイルスに感染されたら、もう選挙どころではないという方もやはり多かったと思いますが、その中で、投票所に自分に行けないってなったときに、この制度がちゃんと利用できるかどうか、そのところはしっかりと周知をしていただきたいと思えます。

問合せはどのくらいあったか分かりますでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

直接、投票された方がおられますように、問合せとしてはそんなに多くはない、ほとんどないような状況ということです。

以上です。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

これはまた後で周知についてはお話をさせていただきたいと思えます。

今回バリアフリー化という言葉を使わせていただいたんですが、今、ユニバーサルデザインということで、誰にとっても利用がしやすい、そういった観点が必要ではないかということだと思っております。ただ、実際には様々なバリアがまだ残っているのではないかと考えております。これは物理的なバリアもありますし、心理的なバリア、そういったものもあるのではないかと考えます。

(4)で、係員の方にそういった配慮が必要な方のマニュアルの作成をやっている自治体があるということでNHKのホームページで紹介がされてあったんですが、当市としてはまだそこまではできてないということなんですが、事前研修を行って代理投票や点字投票も速やかに対応できるようにしているということで答弁があったんですが、その事前研修では、資料を用いたりとか、どのような研修をされておりますでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

選挙事務従事者に対する事前の研修ですけれども、まず、事務要領というのがございまして、投票事務、開票事務それぞれございます。その中で、代理投票のことにに関しては、投票事務従事者の方に実際代理投票に来られた場合の対応というふうな形で、先ほど少し答弁のほうでも私が言いましたけれども、まず投票管理者の承諾を得ること、2名の付添人をそれぞれつけること、記載する者、それから投票する者、意思確認含めてやることをリスト化したものがございます。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

こちらのNHKのサイトで紹介されてあったのが、目黒区の選挙管理委員会が、障がい者、高齢者の方への対応マニュアルというのが準備されてて、それに基づいて担当の方に研修をされているということでありました。

私もハローワークの窓口で本当に様々な方の対応をしていましたが、中にはやはり字を書くことが苦手な方もいらっしゃいます。そのときは必要な聞き取りをして、こちらで書き込みしたり、時間が許す限りゆっくり丁寧な対応を心がけるようにしていました。

多くの方が投票業務に従事されていると思いますが、たくさんの方が来られる中で、間違いなくスムーズに投票していただく、これが本当に大事なことだとは思いますが、流れ作業になって、惑う方がいないように、その辺りをしっかり配慮していただきたいと思います。

今回、私はこちらの質問するに当たりまして、当事者の方からお話を聞かせていただきました。若い女性の方で、御家族の方と、あとその方と親しい方と4人でお話をさせていただきました。ある程度どういう特性を持っているかというのは聞いておりましたので、自分自身も心がけてたつもりではあるんですが、いざその方を前にすると、うまく自分は意思疎通が難しいところもありました。そのときに、既に仲がいい方とか御家族の方は、これはこうだよということでサポートしてくれて、あ、そうなんですねということで分かって、本当にこれは難しいし、自分自身がそういったスキルを持ってないというのは本当に残念だなという思いをしました。今回こういう取組をさせていただくにもかかわらず、いろんな方と接しつつ、自分自身もそういった取組をしていかなければいけないということを改めて感じさせていただきました。

次に(5)のサンリブくりえいと宗像の共通投票所にできませんかということだったんですが、このサンリブの期日前投票所は、公明党の石松和敏議員が一般質問でも取り上げられて、取り組まれて、実現されたものです。本当にこの先輩議員の方の提案、取組、そして実現する、そういったものを私もしっかり学ばせていただきたいと思います。

せっかくそこまでしていただいたのだから、私が感じたのは、サンリブで投票ができるので便利になるなど



思うんですけど、当日はできないんだということだったんです。これ、実は多くの方がそんなふうに感じられたのではないかなということをおもっております。

期日前投票所と投票日の投票所は別のものであるというものが多分役所の考え方だと思うんですが、多くの方は日曜日が一番買物とかに出かけて、そのときに選挙がやっていて、投票券を持ってきてなくても免許証があれば投票できると、非常に便利だと思います。非常に有効だと思うんですが、総務省のホームページでも好事例として取り上げている部分がありまして、これは技術的には可能なんではないでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

共通投票所の開設につきましては、今、宗像市の選挙管理委員会はシステムで一元管理しておりますので、技術的ということ言えば対応は可能ということになります。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

なかなかいろんな問題があって、すぐにできるものではないというような先ほど答弁で、今後検討しないといけないということだったと思うんですが、やっぱり投票率の向上というのは本当に非常に大事なところですので、せっかくなのでこれはやっぱりよりよい制度にさせていただきたいと思うんですよね。

衆議院選挙とか、そもそもいつ選挙が行われるかわからない、予想ができない部分もありますし、そのときに、多いときは最大三つの区分の投票が必要な選挙もありますので、そこまで含めると非常に対応が難しいかと思います。ただ、市の市議会議員選挙、市長選挙あたりは予定も基本的には立っておりますので、取り組んでもいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

まずは市長選挙、市議会議員選挙からというふうな御提案ですけれども、私どもが一つ心配しているのが、選挙の種類によって投票日当日に投票する場所が異なるというまいしょうか、そういうふうになるのが、選挙人の方に対して混乱を招くのではないかとということをお一つ危惧しております。確かに議員おっしゃる投票所としての利便性が向上するということは間違いないと思っておりますけれども、そういった混乱ということをお考えると、直ちにということにはなかなか厳しいのかなという状況です。

ただ、先ほど申し上げましたように、まだ期日前投票所としての開設で二つの選挙が終わったところでございます。まずは、この開設したサンリブの期日前投票所の課題、これをしっかりと整理して、その後に、御提案いただいたその共通投票所の設置についてということをお研究、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

確かに、前の選挙のときはできたのに、今回は行ってみたらなかったとか、その辺りが難しいとこなのかなと思います。

投票はがき、投票券が送られてくるんですが、こちらのほう、先ほどの周知にも絡めてお尋ねしたいと思います。

これははがき一枚で、裏表で、限られたスペースでありますけど、皆さん一番はがきなので開封もせずに裏表すぐ見れると思われるんですよ。これをもう少し活用できないかなということを今回感じております。

この今のはがきに記載されているのはどのような内容か。先ほどコロナの特例の投票でもありましたけど、例えばそういうのが載っているのかどうか。あと、圧着はがき、これは剥がせば面積が2倍になります。そして封書などで送っている自治体もあるようです。この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

まず、現在の投票はがきについてですけれども、現在の投票はがきに記載している事項といたしましては、選挙名、それから投票日時、そして個別にはがきが届きますので、その方が投票できる当日投票所の案内、それに加えて期日前投票所の案内、期日前投票の宣誓書を記載しているところでございます。

議員おっしゃったように、入場券につきましては選挙人一人一人に送付するものですので、一番手に取り、御覧いただく機会は非常に多くなると思いますが、御提案いただいた制度の件を複数記載することで、かえって必要な情報が分かりにくくなるということもあるものですから、現在やっている記載内容が必要最低限の情報ではないかということをやっているところでございます。

また、圧着はがきについて御提案いただきました。圧着はがきについても、本市では以前入場券に使用しておりましたが、実際平成30年の市長選挙から、記載内容はほぼ同様の形にして、現在のはがき形式に見直しているところです。

この見直しの要因ですけれども、圧着はがきはどうしても印刷できる事業者が限られるといったことから、納期に柔軟性がなかったため、はがきに印刷することで納期が短縮でき、費用も軽減できました。また、圧着はがきの場合、開いて半分切り離すんですけれども、それが投票所で、ごみって言ったら悪いんですけど、投票所で開かれるということで、少し事務負担のほうも増えていたのかなというところで、はがきに見直したところでございます。

封書についてはまだ検討はしておりませんが、やはり入場券の発送というところまでの作業工程を考えると、少し工程が増えますので、発送時期が少し遅れてしまうといったことも懸念されるので、現段階では、今執り行っておりますはがきによる方式、これが最適ではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

確かに、私も自分の投票券を写真に撮っているのを見返していたんですが、役所の出す書類で、必要だからと根拠になる条文とかをいろいろ載せて、結局字が小さくて訳が分からなくなるというのもよくありがちなので、本当に最低限必要なものに絞って、分かりやすいものを作るということも非常に大事だと思います。

ただ、今回、できればコロナ禍の特例の郵便の投票ぐらいは、多少小さくてもいいので、載せていただいたら、もうちょっと反応があったのではないかと考えております。その辺りをできれば今後御検討いただければなということ、まあ、もうコロナがなくなればいいんですが。

あと、先ほど、一番最初に私の点字の入った名刺を御紹介させていただいたんですが、はがきに、あらかじめ申出てもらった方に点字のシールを貼って投票券を送っている自治体があると聞いております。これは、はがきがたくさんいろいろ届きますので、ヘルパーさんとかに後で確認していただくんですが、届いたときに、これは投票券だということが目の不自由な方もその場で分かるということになります。

クロネコヤマトの不在連絡票というのがありまして、不在だったら不在票が入っているんですが、それに猫の耳型の切込みが入っています。これはもう結構昔から入っているんですが、目の見えない方で不在票は読めないんですが、クロネコヤマトさんが来られて不在票が入っていると、そこまで分かるんですね、切込みが一つ入るだけで。

こういった必要な方、宗像市の点字が分かる方がどのぐらいいるかというのは分からないんですが、希望を取って、そういった対応とかもすることは可能でしょうか。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

今、議員御紹介いただいた、他市で行われているということもお聞きしましたので、少しその事例を参考に、調査研究のほうをしたいと思っております。

以上でございます。

○岡本副議長

石松修議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

全部をすとかではなくて、必要な方に届くという形で、そんなにコストもかからないのであれば、そういった助かる方がいらっしゃれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(6)選挙公営制度についてお話をさせていただきたいと思えます。

これは、実は現職の議員である私が取り上げるのはお手盛りになるのではないかとのお話もあります。私がまだ議員になる前に、宗像市はこの制度がないのですかと、ある現職の議員の方にお尋ねしたときに、いやいや、自分たちで自分たちに有利になるようなことはできませんよというお話をいただきました。

確かにそれも一つの考え方だと思いますが、今ここで私がお話ししているのは、私が議員になる前の、選挙に挑むときの気持ちを考えると、やはりそういった制度があるとありがたいなということになります。そもそも制度そのものが、誰でも選挙に出て、平等に判断が、そういったお金がないからビラが作ることができないということのないようにということだと思います。

これは、他自治体の状況とかが分かれば教えていただきたいですし、導入した場合、どの程度公費の負担増があるのかということも知りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○岡本副議長

田中部長。

○田中総務部長

まず、他自治体の導入状況でございますけれども、平成29年、法改正の当時の調査では、県内28市のうち、ビラの作成費用を公費負担とした自治体が9市でございました。その後、令和2年に、今度は町村選挙における立候補に係る環境改善ということで、同じような形の公選法の改正が行われ、町村議会議員、それから町村長選挙における選挙公営が拡大されました。そこでもビラの作成費用が対象となりました。これによって、いわゆる選挙公営の拡大を行う自治体が増加いたしました。令和3年12月31日現在、県内60市町村のうち38市町村となっております。先ほど申し上げた29年の市議会議員の改正の部分は9市だったのが、この令和2年の町村議会議員の拡充に併せて、そこが12市となっているので、3市増えたような状況になっているというところでございます。

次に、市で導入した場合の経費ですけれども、経費につきましては現在単価上限が定められておりますので、令和4年の単価で計算いたしますと、議員選挙で1人当たり3万920円、市長選挙で1人当たり12万3,680円となります。直近の選挙の候補者数をこれに掛け合わせますと、市議会議員選挙で約68万円、市長選挙で37万円の金額が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

当然、皆様からお預かりした税金を使うことになりますので、そこは非常に慎重にしなければいけないかと思います。ただ、結構導入が進んでいるような感じもありますので、今後とも御検討いただきたいと思えます。

今回、選挙のやり方について、障がい者の方に様々なハードルがあるのではないかとということをお話している方からお話をいただいております。そのときに幾つか要望をいただきまして、これは、今回私が取り上げさせていただいた市で対応していただくものと、私もそうなんですが、公職の候補者たる議員もしっかりその考えを持たなければいけないということを改めて考えさせていただきました。

そのときにおっしゃられたのが、立候補される方が、障がいのある方の投票権をしっかり認識していただくことから始まりますということをおっしゃられました。障がいのある方も含めて、きちんと政策をアピールする、そういった方が候補者にいないと、障がいのある方の投票にもつながりにくいのではないかとということをおっしゃられました。

あと、立候補者の方が選挙運動で取り組む合理的配慮のチェックリストなどがあってもいいのかもしれないということをお話しされておりました。先ほど、今回、すいません、私、表紙だけだったんですが、振り仮名をつけておりました。その辺り、選挙公報であるとか、ポスター、ビラであるとか、その辺りが誰でも読みやすいように配慮することが必要ではないかということをお話しております。

あと、QRコードです。今、障がい者の方も含めてスマホが使われる方もかなり多いので、ポスターにQRコードをかざすと、簡単な動画で易しく分かりやすい政策、そういった演説までいかないんですけど、そういった候補者がどんな方なのか分かってほしいということをお話しされておりました。

投票は平仮名でも大丈夫ですので、その候補者、全て平仮名で書いた紙を、投票するときは、私に投票したければこんなふうに入れてくださいと、そういったサンプルを出していただくのもいいのではないかとということをお話しされておりました。

やはり心理的な、選挙というのは結構非日常で、日常的にあるものではないので、投票所に行ったときに、やっぱり圧迫感を感じるということをおっしゃっていましたので、できれば模擬投票所とかが必要なときにあって、そこで練習をしてから投票することができればいいなということをおっしゃって、投票所の中に入ってしまうと、もうそういった練習とかはできませんので、投票所の外に、こんなブースでこんなふうを書くんですよという、そういった練習ができればいいなということもおっしゃっていました。

費用対効果というのをやっぱりいろいろ行政の中で考えなければいけないところではあるんですが、こういったことは、本当に行政が率先して取り組んで、みんなが住みやすい世の中にならなければいけない、そのところは非常に大事だと思います。

今回取り上げさせていただいた中で、市長にもお尋ねしたいんですが、市長も選挙を通じて有権者の方から選ばれた方です。私が前、市長とお話して印象に残っているのが、市役所の玄関でハッピークローバーですね、子どもたちが相談に来たときに、ちゃんと分かりやすいやろうかということをおっしゃっていました。子どもが悩み事を抱えて市役所に来たのに、玄関でハッピークローバーがどこにあるのか、ちゃんと分かるやろうか。その辺りを、あ、そういった観点を持った市長は本当にすばらしいなと思った記憶があります。やっぱり優しさと思いやりと、あと気づきですね、その辺りが市の政策全てに浸透すればいいなということを思っております。市長はそういった視点をお持ちですので、今回選挙のことを、障がい者の方のことも含めて取り上げさせていただきましたが、その辺りに関して、市長のお考えを伺いたいと思います。

○岡本副議長

伊豆市長。

○伊豆市長

いずれにしても、様々な場合の弱者にある立場の方の視点からの様々な行政、施策という視点をいつも私も持ち続けなければいけないと考えております。

以上です。

○岡本副議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。

私自身も議員として様々な市民の方の声を聞かなければいけない立場なんですが、今回当事者の方のお話を聞いて、まだまだやっぱり自分にも足りないことがあるということを改めて痛感する結果となりました。

市も様々な取組をしていただいているかと思いますが、今後も、今、市長がおっしゃられたような視点を持って、職員の方も一丸となってそういった取組をしていただき、宗像市が全ての方にとって住みやすい市になっていただくことを希望したいと思います。これは当然、市長が施政方針でお話されておりました、全ての政策が定住化政策につながると、そういったことになるかと思いますが、今、そういった子育てに優しいとか障がい者の方に優しい市、町というのは本当に注目を浴びていると思います。一番最初に取り上げた男性用サニタリーボックスのように、もう既に特にプレスリリースしなくても取り組んでいるところもありますので、ぜひそういった取組も含めて、宗像市が全ての方にとってより住みよいまちになるように自分もしっかりと頑張っていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○岡本副議長

これで石松修議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 12時01分

再開 13時00分